

介護保険制度改正に関する意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度に関する見直し案を示しているが、要支援者向けのサービスを介護保険制度の給付対象から外し、これを市町村事業に移行することは、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり到底認めることはできない。また、市町村における財政負担及び事務的な負担も軽視できない問題である。加えて、一定以上所得者の自己負担を2割に引上げれば、利用者自身のサービス利用の抑制につながる恐れがある。

よって、国においては、今回示した「介護保険から要支援者向けサービスを外すこと」及び「一定以上所得者の自己負担を2割に引上げること」ことについて、取下げよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月26日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄